

1. ジェンダー平等の取組みについて

「社会的・文化的に形成された性別」の見直し、いわゆるジェンダー平等の取組みについては、内閣府の男女共同参画計画において、積極的な展開が目標とされています。先のがが党の総括質問で、ジェンダー平等の取組みについて基本姿勢を問いましたが、更に具体的な取組みについて3点質問いたします。

1点目は、女性の貧困についてです。

厚生労働省は、男女間の賃金格差の解消を掲げていますが、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きいことが明らかです。

昨年、医学部不正入試問題をきっかけに文科省が行った調査で、女子の合格率が男子に比べ1.22倍の格差がある(2018年度)との結果が出されましたが、この問題の根底にも、「女性医師は結婚、出産、育児を契機に、いったん職場から離れることが多い」との偏見がありました。

他職種においても、「女性はやがて退職する」という認識がまだ残っており、仕事の割り振りや研修の機会などに格差が生じ、離職につながる悪循環が生じていることも指摘されています。

働く女性が一旦職を離れると、職場復帰を考える頃には正規雇用の枠が限られ、パートや臨時の仕事しかないという声も度々耳にします。第一生命経済研究所は、女性の正社員と契約・派遣社員とでは生涯年収に約4,600万円の差が生じるとの調査結果をだしています。

世界女性会議では、女性が貧困を強いられ、貧困の犠牲にならないよう、あらゆる分野で経済活動に参加できる「女性のエンパワーメント」推進が呼びかけられています。

雇用形態や労働条件、賃金格差は、やがて女性の貧困問題へとシフトしていきます。若年女性の非正規や派遣、経済的DV、基礎年金だけの生活など、実態は深刻です。性別による賃金格差の是正を具体的に推進することが求められます。

日本共産党議員団には生活に困窮する方々から多くのご相談が寄せられますが、これらも氷山の一角です。ひとり暮らしの高齢女性で、基礎年金だけの方は大勢おられます。仮に、月額6万5千円の基礎年金が満額もらえるとしても、そこから介護保険料などを差し引かれると、生活は当然ギリギリです。容赦なく天引きされる国保や介護などの社会保障費が、貧困に追い打ちをかけるという本末転倒の状況を招いています。憲法25条が保障する生存権があるからこそ確立されている、公的な軽減策などが十分に活かされていないことが多く、市民目線に立った周知の必要性を痛感します。年金が減り税負担は増え続ける中、深刻さを増す貧困問題に向き合い、ソーシャルワークできる公的機関が、今ほど必要とされている時はないと考えます。そこで、質問いたします。

① 特に今、女性の貧困につながる、あるいは貧困から生じている様々な困りごとに対応できる、包括的な相談窓口が必要だと考えます。見解を求めます。

2点目は、職場で生じる問題についてです。

職場におけるパワハラは男女問わず、その対策強化が急務ですが、今回は女性が受ける職場での問題について質問いたします。

職場における、ハラスメント、特に性的暴力が起こると、被害当事者は職場で働くことができなくなってしまいます。精神的・身体的ダメージのみならず、経済的にも窮地に追い込まれ、生活の基盤を失います。当事者自らが被害を訴えることは不可能に近く、仮に同僚や上司に相談することができても、解決は極めて困難です。

職場での問題は、一般的に労働基準監督署が相談先となっていますが、仮に訴えることができて、加害者が処分されることはほとんどなく、事実上、救済の道が断たれてしまう実態があります。

今年6月、創立100周年を迎えた国際労働機関(ILO)の年次総会において、労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する条約と勧告が、圧倒的多数で採択されたことは、歴史的に大きな意味をもつものです。

日本においては先の国会で、「女性活躍推進法等改定案」が賛成多数で可決されました。しかし、安倍政権は最後まで禁止規定に応じず、今回の改定では、パワハラの定義が極めて限定的で、防止措置義務等では事業主への実効性がなく不十分です。わが党は、ハラスメントの加害者の範囲を、使用者や上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者などの第三者も含めると共に、契約上の地位にかかわらず、働く人すべて、就活生やフリーランス、研修生やボランティアも含めて対象を広げ、国際水準並みに定義するよう求めました。

被害者救済のためには、制裁措置などを明確に定めて実効性を担保し、同時に、退職・休職に追い込まれている被害者への救済機関の設置も必要不可欠です。残念ながら、これらの禁止規定は今回盛り込まれていませんが、自治体においても職場におけるハラスメントに対し、丁寧な問題を受け止める体制は欠かせません。そこで、質問いたします。

②職場における性被害などの救済も含めた相談体制の充実、とりわけ当事者の視点にたった周知の仕方、フリーダイヤルの導入など、体制のさらなる改善が必要だと考えます。見解を求めます。

3点目は、学校での取り組みについてです。中学校の制服についてお聞きします。

世界中で、ジェンダー平等の運動や認識が広がっています。とくに性的マイノリティへの認識は大きな変革の時代を迎えています。以前は、「男の子は黒、女の子は赤」とステレオタイプだったランドセ

ルの色が、近年、色とりどりの中から選択できるようになったのは、まさに時代を象徴しているようにも思えます。

今年7月1日からは、LGBTカップルを結婚に相当するパートナーとして認める「パートナーシップ宣誓制度」が、都道府県では初めて、茨城県で開始されました。2017年(平成29年)第4回定例会で、私がパートナーシップ制度の導入について質問をした際、「状況を注視する」との答弁でしたが、あれからわずか2年足らずの間に、パートナーシップ制度は当時の6自治体から22の市区町村に増えています。いまや中高生にも、性的マイノリティの認識は広がっており、これらを踏まえても、ジェンダーレス制服の必要性は高まっていると考えます。

私も、複数の保護者の方から、制服についての要望を伺いました。ジェンダーフリーの視点のみならず、「スカートは体が冷える」「動きにくい」など機能的な理由からも、自由に選べる制服の導入は理にかなっています。

北九州市では昨年、これまでの制服とは別の「標準服」の検討を進めており、来年度から全校での導入が予定されています。近年の寒暖差の激しい気候や、動きやすさなどを考慮し、また「LGBTへの配慮などを含めて、制服が全員同じという認識を変化させたい」として、校長会をはじめ、保護者や専門家を交えた検討会を実施したとのこと。

制服の多様性は全国的にも広がっており、東京都世田谷区や福岡市でも検討が進められており、千葉県や沖縄県などでは、すでに導入している学校もあります。

ジェンダーレス制服の採用については、これまで「いじめにつながる」などの懸念も出されましたが、その意識こそがジェンダーであり、大人の側から、個人の権利を尊重する新たな「当たり前」を発信すべきです。気候変動や外国籍の子どもの増加などからしても、70年前から同じ形の制服を固持する根拠はもはやありません。時代の変化に合わせ、すぐにでも柔軟な対応をすべきです。そこで、質問いたします。

③大分市の中学校においても、当面制服を選択可能とし、標準服の検討を進めるべきと考えます。

見解を求めます。

2. 福祉保健行政について

(1)難聴者支援について質問します。

近年、イヤホンの使用者が増え、難聴の問題が指摘されていますが、大きな音を習慣的に聞いていなくても、人間は加齢と共に高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の約半数が加齢性難聴になると言われています。

加齢性難聴は、男性の方が顕著に低下し、カ行の「k」や、サ行の「s」、タ行の「t」といった周波数

の高い子音の区別がつきにくくなり、「加藤さん」と「佐藤さん」、「7時間」と「1時間」などの聞き違いが起こってくるそうです。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出てくることから、認知症のリスクも高まると言われています。難聴になったら、なるべく早い時期に補聴器を使用することが改善には大切だということです。

現在、難聴者に対する補聴器購入の公的補助は、障害者総合支援法の補装具費支給制度ですが、「相当重度、高度の難聴」が対象で、きわめて限定的です。給付には障害者手帳が必要で、「両耳の」平均聴力レベルが「70デシベル以上」の「高度・重度難聴者」とされ、難聴者全体の8%に過ぎません。(日本補聴器工業会調べ)

日本補聴器工業会の調べによると日本の難聴者は、推計1430万人とされていますが、補聴器所有率は約210万人、14.4%と低く、欧米と難聴者率は同レベルであるのに、所有率は半分以下となっています。それは、補聴器が15～50万円と高額で、特に必要となる年金生活の高齢者にとっては、高すぎて手が出ないというのが大きな理由と思われる。

現在、18歳未満への補助制度は全国的に広がっており、大分市でも実施されていますが、高齢者への補助も望む声が多く、わが党は国会でもこの問題を取り上げ、国に対して公的補助を要求しています。高齢者の補聴器購入の補助金は、多くの方から要望が寄せられています。そこで、質問いたします。

④認知症予防の観点からも、今後、加齢性難聴に対する補聴器購入の補助を検討してはどうでしょうか。見解を求めます。

3. エナジードリンクについて

エナジードリンクとは、カフェインを多く含む清涼飲料水の種類で、飲むと神経伝達物質や内分泌の経路を刺激し、心拍や血圧を上昇させ、気管支拡張などの作用が起こります。眠気を除去する覚醒作用があり、試験前などの眠気覚ましとして中高生にも飲まれています。中毒性があり、短時間で大量摂取すると、動悸や吐き気などが起こります。世界保健機関(WHO)は妊婦のコーヒー摂取量を1日3～4杯までと呼びかけており、子どものカフェイン摂取が脳の発育を邪魔する可能性も指摘されています。

農林水産省の資料によると、飲料に含まれるカフェインの量は、500ミリグラムのコーラ1本に50～60ミリグラム、1杯150ミリグラムのコーヒーには90ミリグラムとされますが、エナジードリンクでは1本あたり150ミリグラムものカフェインが含まれる製品もあります。

また、厚生労働省は医薬部外品の栄養ドリンク剤のカフェインを、1日1本50ミリグラムまでと基準に定めていますが、清涼飲料水であるエナジードリンクには基準がなく、医薬部外品では認められない量

のカフェインを含んだ製品が店頭で普通に販売されています。

海外ではタバコやコカイン、大麻につながる「ゲートウェイドラッグ」という認識があり、リトアニアでは18歳未満への販売が禁止され、昨年はイギリスのイングランド地域でも禁止となりました。韓国では、2013年から学校内での販売が禁止されていますが、日本ではコンビニなどで手軽に購入でき、高校内の自販機にもおかれていることがあるそうです。

エナジードリンクは炭酸飲料のように甘くて飲みやすいため、子どもが日常的に飲んでいることも考えられます。カフェインの過剰摂取は、頭痛や睡眠障害、食欲低下などの症状を引き起こし、国内でも緊急搬送や中毒による死亡者が出ています。水分を摂取する機会が多くなるこれからの季節は、特に留意する必要があると考えます。そこで質問いたします。

⑤エナジードリンクの危険性について、特に子どものたちの摂取については、注意喚起が必要だと考えます。はじめに福祉保健部の見解をお聞かせください。

⑥それでは、学校現場での注意喚起について、教育委員会の見解をお聞かせください。

4. 交通安全対策について

踏み間違い事故の抑制について質問します。

高齢ドライバーによる事故が全国で相次ぎ、政府が6月15日に閣議決定した「平成30年版交通安全白書」のデータでも、その深刻さが浮き彫りになりました。一方、今年4月に起こった池袋の事故がきっかけとなり、事故直後の1週間、高齢者の免許返納の届け出が今年最多となったことも報道されました。

ワンコインバス事業やふれあい交通など、免許返納を促し、その後の生活を支援する事業が必要不可欠ですが、車がなければ暮らしが成り立たない実態もあり、生活状況に応じた支援が求められます。

一連の事故を踏まえて今年6月、東京都が方針を発表した「防止装置の新たな取り付けに9割補助」のニュースを耳にされた方々から、私のところにも同様の要望が複数寄せられました。すでに今回同様の質問が出され、国の動向を注視するなかで検討するとの前向きな答弁が出されましたが、改めて確認をさせていただきます。

⑦防止策の普及を迅速に進めるために、補助制度の検討をできるだけ早急に進めるべきと考えます。見解をお聞かせください。

5. 市民図書館の蔵書について

今回は、「大活字本」についての質問です。通常の書籍よりも文字が大きく印刷された本を、「拡大図書」「拡大本」「大活字本」などと呼びます。

先月、市民図書館を利用するご高齢の方から、視力が落ちたため大活字本を借りて読書を楽しむようになったが、もっと蔵書を増やしてほしい、というご要望が寄せられました。

大活字本は、1冊の価格が高額で、一般書籍と比べると出版数が限られています。近年ではデジタル書籍の普及により、タブレットで文字を拡大することも可能にはなりましたが、やはり紙媒体で読書を楽しみたい方は少なくありません。

大活字本は、視覚障がい者の方の利用が一般的ですが、2010年の著作権法の改正で、読みに困難のある人への資料提供を目的に、公立図書館などが文字を拡大して複製することなども可能になりました。私も学生時代、弱視の子どもたちが楽しめる拡大絵本の作成ボランティアをしたことがありますが、現在は拡大本を作成する NPO ボランティア団体などの活動もあり、利用の広がりもみられます。

現在、大活字本の所蔵冊数は、大分県立図書館に6,678冊、大分市民図書館に4,845冊となっており、文字が大きく印刷された本は、視力が衰えてきた高齢者の読書推進にも大いに寄与するものと考えます。

個々の要求に応じた資料提供は図書館の使命です。すべての人の読書権を保障するために、点字や音声なども含めた細やかな対応が求められますが、高齢者にとっても読書をしたくなるような資料提供が望まれます。そこで質問いたします。

⑧大活字本の活用を更に促し、蔵書の充実を検討してはどうでしょうか。見解を求めます。

6. 大分市ワンコインバス事業について

高齢者ワンコインバス事業の見直しについては、わが党の総括質問で福間議員が、見直しは拙速だと指摘し、現行のままの継続を求めました。

市長は、2期目の市政運営について、市民の声を「十分に聞き」「意見交換しながら」「市民生活に密着したサービスを向上させていく」などと答弁されましたが、このワンコインバスの見直しは、市民の声を十分に聞くこともせず、多くの高齢者に密着している事業を下方修正するという、実に強引で拙速な決定をされております。

今回の見直し案は、1月29日に立ちあがった「検討会」が、わずか5回の協議で取りまとめたもので、市長が委嘱した委員で構成されています。高齢者や障がい者団体、市民代表が加わって検討したと言われますが、市民代表は公募によって選ばれた方ではありませんし、団体から1名の参加で、意見

が集約されるはずもありません。

検討会3回目以降は、行政サイドが出した料金のシミュレーション資料を使って進められ、利用者の負担をいくらにすれば、バス事業者と行政の負担額が許容範囲を超えないか、市の負担が4億5千万円でとどまるかを勘案し、利用者負担額を決定するというのが主な協議内容でありました。これが、持続可能な検討の中身であり、その効果や利用者からの声は検討会の中で十分審議されたとは言えません。

今議会の市長の答弁では、「ホームページで公開し、多くの意見を頂いた」とありましたが、見直し案を十分周知してから行った意見集約ではありませんし、検討会を「広く公開し、傍聴も頂きながら」と言われても、検討会の傍聴席から市民が意見を述べることはできません。

この高齢者ワンコインバス事業は、敬老無料パス廃止に伴う、市民団体の地道な署名運動で実現し、その後、年齢も引き下げられ、いまや9万8千人の高齢者に親しまれている福祉施策です。負担額が大きいと言われますが、利用者が増えれば財源が増えるのは当然のことです。

年金削減で生活が厳しい中、高齢者の外出を促し、通院や娯楽の交通手段を保障し、買い物弱者対策や介護予防などにも大いに役立っています。だからこそ、地域福祉計画や介護保険事業計画の中にも、大きな柱のひとつとして掲げられているのだと思います。そもそも、こうした事業計画がまだ途中であるにもかかわらず、事業内容を早々に改悪してしまうのも如何なものかと思います。

ワンコインバス事業の必要性や役割の重要性は、福祉保健部も十分承知・認識しているはずですが。生活の重要な支えにもなっている事業の見直しについて、市民が意見を述べるチャンスをきちんと提供すべきと考えます。そこで、質問いたします。

⑨自治会、老人クラブ、介護保険関係者などの関係各所をはじめ、広く市民から事業の見直しについて意見を聞くため、パブリックコメントを実施すべきと考えます。見解を求めます。